

第98回大阪府大規模小売店舗立地審議会

開催日時：平成29年2月7日(火) 午前10時から午後0時まで

開催場所：大阪府咲洲庁舎18階会議室

| 案 件 | 審議結果等 |
|-----------------------|---|
| (仮称)コーナンPRO大東南新田店【新設】 | <p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。</p> <p>国道170号に面した出入口については、案内看板の設置や交通整理員の配置等により来店車両等への的確な誘導を行い、周辺道路における円滑かつ安全な交通を確保すること。</p> |
| ホームセンターコーナン外環新石切店【変更】 | <p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見はないが、留意事項として次のとおり設置者に伝えることが適当である。</p> <p>本件届出者が運営する大規模小売店舗において、法第6条第2項の規定による変更届が適切に提出されていないと思料される事案が見受けられるので、そのようなことがないよう、届出事項を変更する場合は所要の手続を行うこと。</p> |
| エディオン高槻店【変更】 | <p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p> |
| 高槻デポマート【変更】 | <p>大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見は「有しない」とすることが適当である。</p> |